

日本共産党深谷市議団  
**議会報告**

No.7

2012年10月  
 発行  
 日本共産党  
 深谷市議団



清水おさむ  
 048-583-4726



清水むつみ  
 048-574-3986

# 九月議会について

平成二十四年深谷市議会第三回定例会が九月三日から二十五日の日程で開催され、決算認定や条例改正など市長提出議案二十五件、議員提出議案一件、請願一件などが審議されました。日本共産党市議団は、市長提出議案のうち平成二十三年度一般会計決算について、次のような理由で反対しました。

一般会計決算については、「公益に資する多くの団体の補助金を削る一方、企業誘致には熱心で、そのための副市長の二人体制は埼玉県内でも突出しており、異常な市政運営と言わざるを得ない。また、地域経済の活性化にどれほど効果があるのかわからない企業誘致に力をいれるよりも、地域に根差して頑張っている中小零細企業こそもっと支援すべきである」という理由です。

## 一般質問 清水むつみ議員

**Q** 希望する高齢者に

**緊急通報システムの設置を**

**A** 設置対象を拡大する考えはない

**問** 緊急通報システム事業は原則としておおむね65歳以上の一人暮らし高齢者で常時見守りが必要な方を対象としている。だが疾患がなくても高齢者はいつ危険になるかわからず、また親族がいても一日中見守まもれるとは限らない。すべての高齢者が希望すれば設置できるよう見直すべきではないか。

**答** 例外として家族が病気や要介護などの場合設置の判断をしている。議員指摘の設置対象を拡大する考えはない。

### 公契約条例の制定を

**問** 市の発注する公共事業は現在最低制限価格が設けられているが、建設産業は重層下請構造で、労働者は低い賃金で働くケースが多くある。これに対し、

一定の公務単価を保証することを定めるのが公契約条例であり、本市でも制定すべきではないか。

**答** 国において公契約条例の基本となるILO94号に批准していないことや、労使間の労働条件は、現行の法令により合意されることから、現状において公契約条例制定は考えていない。



### 全員に保険証の発行を

**問** 滞納を理由に正規の被保険者証が加入者全員に発行されていない。全員に発行できないか。

**答** 資格証明書、短期保険証は、滞納者対策として税負担の公平性を保つために交付しているものである。



# 一般質問 清水おとむ議員

**Q** 脱原発で再生可能エネルギーの本格的な普及を

**A** 本格的な普及に向け、さらに取り組みを強化する

**問** 福島原発事故の教訓をふまえ、脱原発で、省エネや再生可能エネルギーによる持続可能な地域社会を築くために、市は積極的な対策を。

**答** 自然エネルギーへの転換が求められる中、職員による「新エネルギー施策等検討プロジェクトチーム」を立ち上げた。これまで、太陽光発電の普及や省エネ対策などに取り組んできたが、さらに新エネルギーへの具体的な方策を講じていきたい。原発はなくすべきだと思うが、実現に向けて課題も多い。



保育園に太陽光発電設置

## 本田・前根岸地域の工場処理水による排水路汚染の改善対策を

**問** カット野菜工場の処理水による排水路の汚染については、一年以上前から地域住民より悪臭や井戸水への影響を指摘されているが、市は、この間どのような改善指導をしてきたのか。また、今後の対策は。

**答** 工場排水に指導権限のある北部環境管理事務所と指導してきた結果、沈殿槽とスクリーンが設置され野菜くずは流してないが、野菜の成分など除去しきれない場合があり、気温が高い時期には沈殿、腐敗し臭気を発生させている。工場は水質汚濁防止法の規制対象ではないが、県の生活環境保全条例の指定排水施設に該当しており、一日の平均排水量が十トンを超えると規制が厳しくなるが、十トン未満のため基準が緩和されている。今後も県と連携して排水量の把握や処理対策を継続的に指導していく。

## 公益に資する団体の補助金の復活を

**問** 平成二十二年度の補助金等見直し方針により補助金をカットされた団体は、そのほとんどが公益に資する団体であり、深谷市のまちづくりの大きな役割を担っている。

る。方針を見直し、補助金の復活を。

**答** 見直し前に比べ、より公平で時代に即した見直しが出来たと考えており、現時点では、方針自体を見直して補助金を復活する考えはない。

**見解** 平成二十二年度の見直し方針の中で、「特定の団体等に限定せず、より多くの団体等に参入の機会を与えること」と言っているが、現在までにどのくらいの団体の参入があったのか。と聞いたのに対し、団体の数は把握していない。という答弁でした。方針の見直しによって、これまでに新規の団体の参入がないとすれば、今回の見直しは、補助金の削減先でありきで行われたといわざるを得ないもので、引き続きこの問題を追及していく所存です。

## 川本学童保育の会への家賃負担の廃止を

**問** 川本学童保育の会は、合併前は家賃負担はなかったが合併後は家賃負担を強いられ、会の運営は大変厳しくなっており、南学童は家賃負担も要因の一つで、来年四月から社会福祉法人に運営委託をせざるを得ない状況になっている。また、子どもたちは、全国平均で年間千六百五十時間学童保育で過ごしており、子どもたちにとって「毎日の生活の場」である。家賃負担を廃止して、放課後における児童の健全育成の支援を。

**答** 他の民間学童では、運営者自ら施設を手当てしていることを踏まえ、公平性の観点から川本学童についても有償貸付とし、家賃負担をいただいている。今後についても家賃負担をいただく。

**見解** 月四万円の家賃負担は大変です。公平性をいうのであれば、すべ

ての学童の家賃負担を廃止するか、負担の軽減を図るべきではないか。ちなみに、市町村が施設を建てて運営を委託している学童保育で家賃負担を強いている例は、ほとんどないとのこと。

## もくせい館にシャワーチェア

もくせい館のお風呂場にシャワーチェア（介助いす）が設置されました。これは、障害者がもくせい館のお風呂を利用した際、介助いすがないために不便を強いられ、市にお願いしたところ、さっそく手配してくれたものです。

